

港湾・空港等リサイクル推進検討会 設置要綱

(趣 旨)

第1条 本会は、「港湾・空港等リサイクル推進検討会」(以降、「検討会」と言う。)と称する。

(目 的)

第2条 建設副産物及び建設業以外の産業活動から排出される副産物を、港湾整備事業、空港整備事業、海岸事業の建設資材として利用する際の取り扱いについて示した「港湾・空港等整備におけるリサイクルガイドライン」を作成するとともに、その後の更新等について必要な検討・協議を行うことを目的とする。

(組 織)

第3条 検討会の委員は別表の通りとする。

2 委員の任期は1年とする。

(座 長)

第4条 別表のとおり、検討会に座長を置く。

2 座長は検討会の議長となり、議事の進行にあたる。

3 座長がやむを得ない理由により出席できない場合は、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 検討会の招集は、座長が行う他、座長の了承を得て事務局が招集を行うことができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省港湾局技術企画課技術監理室及び国土交通省国土技術政策総合研究所港湾研究部港湾施工システム・保全研究室とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が検討会に諮り定める。